

水戸地方裁判所委員会（第7回）議事概要

（水戸地方裁判所委員会事務局）

- 1 開催日時 平成18年3月6日（月）午後1時30分～午後3時40分
- 2 開催場所 水戸地方裁判所大会議室
- 3 出席者

（委員）

飯塚和之，池田數和，石渡千恵子，一宮なほみ，佐谷道浩，園部久子，友末忠徳，西村尚芳，野口芳男，林 正彦，松本光一郎，松本治郎，村上正子，渡邊 昭（敬称略）（中泉弘子委員は欠席）

（事務局等）

五十嵐篤実事務局長，林亨民事首席書記官，赤坂清貴刑事首席書記官，富澤誠事務局次長，薮島篤刑事次席書記官，柳谷守昭総務課長，坂本正則総務課課長補佐

4 テーマ

裁判員制度について（4）

5 配布資料

- （1）第6回地裁委員会以降の広報活動（資料1）
- （2）「裁判員制度全国フォーラム in 茨城」アンケート結果（資料2）
- （3）水戸地裁作成小冊子「裁判員制度がはじまります」

6 議事

- （1）委員長代理あいさつ
- （2）新任委員（渡邊昭，野口芳男，一宮なほみ）自己紹介
- （3）委員長の選出
委員の互選により，一宮委員が委員長に選出された。
- （4）委員長あいさつ
- （5）第6回以降の裁判員制度広報活動の報告
報告内容は資料1のとおり
- （6）「裁判員制度全国フォーラム in 茨城」の概括的報告
報告内容は別紙第1のとおり

(7) 「裁判員制度全国フォーラム in 茨城」に参加した感想，意見交換等

「第2回裁判員模擬裁判」の報告，感想，意見交換等

「裁判員裁判」の本庁集約についての意見交換等

それぞれの意見交換等の内容は，別紙第2のとおり（発言者： は学識経験者委員， は裁判官委員， は法曹委員， は委員長）

(8) 次回テーマ及び次回期日

次回テーマは，平成18年5月下旬までに各委員から募集し決定する。次回期日は平成18年7月頃（日時は後日調整の上決定）とする。

(別紙第1)

「裁判員制度全国フォーラム in 茨城」の概括的報告

最初に概要についてですが、フォーラムは、昨年11月23日、水戸市内の常陽芸文センターにて開催し、当日は収容人員300人の会場へ248人の県民・市民の方々にご来場いただきました。

お手元の「裁判員制度がはじまります」というタイトルの小冊子を御覧ください。

この小冊子は、フォーラムで行われた裁判員制度のポイント解説やパネルディスカッションなどを、さらに多くの県民、市民の皆さんへ知っていただくよう企画し、茨城新聞社の御協力のもと、先週金曜日に完成したものです。

表紙を開いていただきますと、1ページに一宮所長のあいさつ、2ページにフォーラムにおける林裁判官による裁判員制度のポイント解説を掲載し、3ページから6ページに亘っては、パネルディスカッションにおける意見交換の内容を掲載しました。

当日のメインであった、パネルディスカッションのパネラーには、学識経験者として茨城県教育委員長職務代理者をされている石渡千恵子委員、地域住民代表としてNPOの理事などをされている、水戸市消費生活センターの小鷹美代子所長、さらに、裁判員と同じく市民参加型の司法制度である、検察審査員の経験者として大内実さんの3人に御協力を賜り、アドバイザーには、林裁判官のほか、水戸地検から横山幸俊検察官、茨城県弁護士会からは山形学^{うみのじろう}弁護士にご登壇いただきました。パネルディスカッションでは、茨城新聞社の海野^{うみのじろう}二郎編集局長の進行のもと、3人のパネリストの疑問や質問にアドバイザーが答える形式で進められ、裁判員制度の意義や課題について意見を交わしました。

パネラーの方からは、「裁判員に選ばれたら、自分の良心に恥じない判断をしたい」との感想や、「裁判員制度の導入で裁判が身近になり国民の感覚が反映される」との期待、さらに、「学校教育の中で裁判員制度を取り上げ、知識と理解を広げていくべき」との意見をいただきました。

なお、この小冊子の後半には、水戸地裁の広報活動のあゆみも掲載しましたので、後ほど、ぜひ御覧ください。

続いて、フォーラムにご来場いただきました方からのアンケート結果を報告いたします。

お手元の「アンケート結果」というタイトルの綴りを御覧ください。

表紙をめくり，1ページを御覧ください。

まず，当日ご来場いただいた248人中，アンケートに御協力していただいた153人の方のプロファイルですが，男性が52.3パーセント，女性が41.8パーセント，年代としては40代から60代の方が比較的多く回答されました。職業では，会社員，自営業者，公務員，主婦など多種多様の層からの回答をいただきました。

では，2ページを御覧ください。

約2年前の平成16年2月に内閣府が世論調査を実施した結果では，「裁判員として参加したい，参加してもよい」が26パーセントで，他方，「参加したくない，あまり参加したくない」が70パーセントでしたが，今回のフォーラムでは，「参加したい」が41.2パーセント，「参加するのもやむを得ない」の47.1パーセントを加えると，世論調査の時の3.4倍である，88.3パーセントの方が参加への意向を示しております。

その内訳を見ますと，年代的には概ね均等であり，職業的には，会社員，会社役員，自営業の方々に参加への前向きな意向が多いのが分かります。

3ページを御覧ください。

ここでは，「国民が裁判員として刑事裁判に参加することには，どんなメリットがあるか」について伺いました。

①の「刑事裁判の内容が，これまでより国民の感覚に近いものになることが期待できる。」，⑤の「刑事裁判の仕組みや，刑事裁判が社会で果たしている役割を理解できる。」，また，⑧の「日常生活では得られない体験を通じて，人生経験の幅が広がる」との意見が上位に上がっております。

まさに，裁判員制度が導入される理由は，国民の感覚が，裁判の内容に反映されることになり，その結果，国民の司法に対する理解と信頼が深まることが期待されていることにも共通した結果となりました。

次に，4ページを御覧ください。

ここでは，「裁判員の仕事について，負担感や抵抗感を感じている事情」について伺いました。

②の「有罪・無罪の判断や重い刑を決めることは難しく，正しい判断をする自信

がない」, ③の「裁判のような, 人の人生を左右するような仕事は, 精神的に負担が重い」, また, ⑧の「被告人や関係者に恨まれたり, 脅迫や危害を加えられないか心配だ」との意見が上位に上がっております。

先ほどの内閣府の世論調査においても, 参加したくない人の理由として, 「有罪・無罪などの判断が難しそう」「人を裁くことをしたくない」との意見が多かったことと概ね共通する結果となり, 今後も, 「裁判員に選ばれたら, どのようなことをするのか」などの制度の中身に関する疑問や不安を払拭するとともに, 裁判員制度が意義深く, 裁判員がやりがいのある仕事であるということを, より一層伝えなければならぬことを示唆しており, 今後の広報に対する貴重な御意見として参考にしたいと考えております。

5 ページを御覧ください。

ここでは, 「裁判員として刑事裁判に参加する場合, 裁判の進め方について, 望みたいこと」について伺いました。

③の「裁判の初めに, 裁判員が判断しなければならない点や, 特に注意しなければならない点を, よく説明してほしい」, ⑦の「法廷では, できるだけ専門用語は用いずに, 分かりやすいことばを使ってほしい」などの意見が上位に上がりました。

この点については, 裁判官, 検察官, 弁護士の法曹三者は, 互いに協力し, 裁判員に余計な負担をかけることのないようにとの観点から, 従来のやり方を抜本的に見直すための検討を行っているところです。例えば, 専門用語については, 「証拠能力」は法廷で証拠として取り調べてよいことを意味し, 「殺人罪における未必の故意」は死ぬなら死んでも構わないと思うことを意味するなど, 法廷で用いられる言葉を一般の人にも理解しやすく説明しようという検討を行っています。さらに, 模擬裁判を通して, 法廷では, それぞれの主張を分かりやすくイラストや図を用いて説明するという試みもされています。

では, 6 ページを御覧ください。

最後になりますが, ここでは, フォーラムについての意見や感想をご紹介します。

ここには, いただいた意見や感想のうち代表的なものを抜粋して掲載しましたが, 全体的には「意義があった」という意見が一番多く寄せられました。例えば, 「主婦の見方として意見を言ってもいいのではないかと思った。」「裁判員制度について知人にも説明したい」, 「裁判の見方が変わった」などという意見が多数

寄せられました。

次に、「また開催してほしい」との意見も多く寄せられました。水戸地裁では、時期は未定ですが、今年も、第2回目のフォーラムを開催する予定です。

次回開催する際には、例えば、「パネラーの選定」において「パネラーの方々は何らかの形で裁判関係に携わる方のみで本来の庶民の意見が伝わるのでしょうか」という意見や、「フォーラムの構成」においては「法律専門家の目線がまだまだ抜けきれていないパネルディスカッションかなと思った」との意見もございましたので、ぜひ、次回の参考とさせていただきたいと考えております。

以上で、フォーラムの概要とアンケート結果の報告を終わります。

(別紙第2)

「裁判員制度全国フォーラム in 茨城」についての意見交換等

「裁判員制度全国フォーラム in 茨城」にアドバイザーとして参加された委員の方々から報告をお願いしたいと思うのですけれども。

まず、××委員はいかがですか。

××でございます。

私は、ポイント解説と、それからパネルディスカッションにおけるアドバイザーという立場でフォーラムに参加させていただきました。

まず、ポイント解説につきましては、この小冊子の2ページに上がっていますが、これはこういう文章体で書かれているわけですが、実際には司会をされたフリーアナウンサーとのかけ合いで行いました。中身を単に読み上げるという解説ではなくて、問い、答えのかけ合い形式の方がやはり分かりやすいし、印象に残るのだらうと思いました。時間的にも15分程度だったと思うのですが、コンパクトで、いわゆる、だれずに済んだのではないかと考えています。これからもこういった解説は問答式、あるいはかけ合い的なものが効果があるのかなというふうに感じました。これには、ある程度アナウンサー(相手)との調整、あるいは練習みたいなのが必要なわけですが、これは有効な方法かなというふうに感じました。

それから、パネルディスカッションの方ですが、これは各パネラーの個性が出ていまして、質問内容もほぼすべき論点に触れていたように思います。中身的にも十分評価できるディスカッションになったと考えています。

そこでいろいろ出た問題点は、今事務局の方からもお話がありましたが、特に「裁判員の仕事に対する不安」、「人の人生を左右するような判断をするのが負担が重い」というそういった面と「仕事自体の難しさ」という面と二つあると思うのですが、これらを解決するには、これからどういうふうに具体的に審理がなされるのか、それから評議がどういうふうに行われるのか、そういったものをどんどん知っていただく機会を設けることが求められると思います。

それから、ほかに不安に思っていることとしては、やはり「被告人、あるいは関係者から恨まれるのではないか」、あるいは「守秘義務の内容、守秘義務違反としてこういったものが問題になるのか」、という点に不安を感じている声も聞

かれましたので、その点もこれから説明して、理解いただく必要があると感じました。

それから、こういったフォーラムでは、やっぱり参加者の参加意識といいますか、会場からの質問を受ける時間が、少し他の時間が延びたという点もあって、少し足りなかったかなということを反省点として考えています。

以上です。

ありがとうございました。

それでは、パネリストとして参加された××委員に御報告をお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

××でございます。

パネラーとして参加させていただきまして、大変ありがたかったと思います。約250人と多くの方が参加していただきまして大変よかったと思うのですが、ただ、元々関心のある方が申し込んで参加するという形だったものですから、一般の方への、関心のない方への広報というのは大変難しい課題だなと思いました。特に、今の制度では（裁判員は）断れないという立場をとっておりまして、やりたい人だけが参加するというタイプではなく、やりたくない人も参加しなさいという形でいっておりますから、そういう意味では関心のない人にも伝えなければいけない状況にありますので、その点が一つ課題ではないかと思います。

あと、法曹三者の方が来てくださるということで、あらかじめお聞きしたいこととか、質問することによって皆様に知っていただきたいことについて考えてはいたのですが、どうしても限られた時間の中でございますし、司会者のほかに6名発言者がおりましたので、ちょっと言い尽くせなかったなという感じはございました。

また、参加者の方が、裁判員候補者として呼ばれた人が忌避、自分の方で拒否できると思っておられたりしまして、それは違うのだよ、裁判所の方が断るのだよというような話が出て、一般の認識としてはそういうこともあるというようなことで、そういうパネラーの方が入っていてよかったのではないかなと思いました。

それから、幾つか聞きたいことで発言できなかったこともあるのですが、まとめのところで少し言いたいことを言わせていただきまして、裁判員の方の負

担を軽減することばかり考えていますと、どうしても専門家がやることが増えてきまして、そうすると限りなく今の裁判制度に近づいていってしまいますから、一応今は上からおりてきた制度ではあるのですけれども、せっかくそういう制度ができたのだから一般の人でも裁判に参加できることになったということで、押しつけられた義務ではなくて、新しい権利として有意義に行使していくべきだということも広報していくべきではないかと思います。教育制度に取り入れてほしいということも取り上げていただいてありがたかったですけれども、最初の新聞報道のときにはその義務ではなくて権利だよ、という話もちょっと書いていただけたのですが、だんだん報道がその次の回、その次の回となるに従って、そちらの方は消えていきまして、教育の方で頑張ると私が言ったというような感じで報道されておりましたので、これはやっぱり立場が違うのかな、市民の立場というのと、それから裁判所の方から皆さんに知っていただきたいことというその立場の違いかなと思いました。

最後に、××さんが、「さすが明治の維新の源流の水戸というところはすばらしいところ」とうまくまとめてくださいますと楽しい雰囲気で行われることができました。ありがとうございました。

どうもありがとうございました。

貴重な体験者からの発言とで、質疑応答及び意見交換ということに移らせていただきたいと思います。まず今までの中でこの点が分からなかったとか不明だった質問事項などがある方はいらっしゃいますでしょうか。

どうぞ。

××です。

先ほどのアンケート結果の2ページなのですが、裁判所の総務の方の説明で、裁判員に参加したいというのが88.3パーセントで世論統計よりもかなり増えているという御指摘があったのですが、基本的に本当かなというのが私の正直な意見なのですが。

というのは、やっぱり関心がある人がフォーラムに出ているということがまず第一点にありますし、あとどの程度出ているかというのは分かりませんが、その前の構成で公務員の方が25パーセントアンケートを出してくれたということで、その人たちも当然に義務的に参加したいと出しているのだろうと思

います。私も裁判員制度広報のワーキングチームで月1回広報関係をやっているのですけれども、これがそのとおりの数字であれば本当にすごいなと思うのですけれども、ほとんど私は信用できないなと思っているのです。裁判所としてはどのような御意見をちょっとお伺いできればなと思います。

××委員の方から。

特に分析はしていないのですが、この2ページの職業別のアンケート結果を見ても、例えば会社員、会社役員、これが参加してもいいというポイントが非常に高くなっていると思います。

確かに××委員から御指摘があった公務員、これも相当高いポイントを示していますが、公務員の参加者が多いからこういった88パーセントという数字になったと直接には言えないような結果が出ていると思います。

ただ、御指摘のようにもともと関心の高い方が参加しているというのは、これは動かしがたい事実だと思います。××委員からもお話ありましたが。したがって、これを一般的な茨城県の数字と見るのは若干早計かなという気はいたしておりますが、それにしても高い数字で私としては非常に心強く思っているところです。

以上です。

今のにちょっと関連してですけれども、参加したいというのと、それから義務であればやむを得ない、これを二つくるのはちょっと乱暴ではないかなというふうに思います。やっぱり参加したいというのと、義務であればやむを得ないは別だと思います。

それから、参加したい、あるいはやむを得ないという回答の中身を知りたい。ほかのところとクロスしてみるとか、参加したいという人がどんなメリットがあると思っているかとか、あるいはどんな抵抗感を感じているかとか、あるいはやむを得ない人がどういうふうに見ているかとか、その辺を少しクロスをしてみたらいいのではないかなと思います。

一応複数回答にはなっているので、検討して技術的にやれるかどうか検討してみたいと思いますので、少しお時間をいただければと思います。

それともう一つ、もう裁判員制度そのものについてはかなり進んできていて、裁判員制度全体の技術論になっているのだと思うのですけれども、私もこの会で

何回かちょっと発言したように、今の裁判が例えば分かりにくいとか遅いとかいろいろ言われている、あるいは国民から距離が離れているとかいうことが、(裁判員が入ることで) どういうふうにしたい、どういうふうになると思いますかというところ、このアンケート結果の3ページの参加することのメリットのところが一番大事ではないかなと思っているのですけれども。どうしても今この段階になってくれば裁判員制度をどうスムーズにやっていくかというところに入ってってしまうので、この裁判員制度を含めて裁判がどういうふうになるのかというところが一般の人の気持ちの中に入ってくると、少しずつ違うのではないかなというふうに思うのです。

もっと分かりやすくなるとか、あるいはこういうことをしていくことによって裁判がすごく身近になるとか、当然裁判員制度だけではなくていろんな法律用語を変えていくとかいろんなことをしていくわけです。むしろそういうところをPRしていった方がいいのではないかなというふうに思います。

先ほども委員長からこういうフォーラムを継続的にまた今後もというようなお話がございました。

こういう調査結果で大切なのは、定点調査ではありませんが、やっぱり同じ質問をまた次の機会に繰り返して、その数字がどういうふうに変化をしていくのか、それが一つの傾向となってあらわれるのだらうと思うのです。ですから、ぜひ次回以降そういうフォーラムの機会がありましたら、やっぱりこの種の調査をしていただいて、その流れを見て、世論といいますか、一般の県民の意識がどういうふうに変化をしているのか、それをきちんと把握をして、それに基づいて手を打っていくという必要性があるのだらうというふうに思います。

初めてなので、先ほどアンケートの結果をお聞きしていて、これは裁判所の方から見た意見を聞いているアンケートなのではないのというような感じを受けました。

当然フォーラムに参加した人は、それなりの関心がありますから普通の10倍くらいのいい結果を得ることはできるだらうと。それはそれとして意味があるけれども、私は大事なことは国民が司法裁判に参加することが認められたという義務化されるわけなので、相当程度の教育をしないといけないということだと思う。戦後選挙権を与えられたときに町内会というか常会というのか、相当なレベルか

ら民主化の教育をしたわけですよ。それで根づいたかどうかはまた別の評価なのだけれども、このアンケートを見ても裁判官、あるいは裁判所の方からのスタンスなのだよ。 (裁判員制度の教育は) 国民に法律なり、法治国家として我々はどうしなくてはいけないのだというのを、子供のころから教え直さないといけないもの。差し迫っているからいろんなスケジュールもあろうと思うのだけれども、私は教育的な意味がこれから大事なので、フォーラムなんていうのはもう小学校レベルくらいから、いわゆる学区ごとにやるくらいにしないと大変だろうと思う。大体(裁判員として)参加しなくてはならない比率は、概算で見ると1万人に1人以上ですよ。そうだとすれば、やっぱり少なくとも中学校区では広過ぎ、小学校区くらいでもっているいろんな勉強会というか啓蒙活動というものをやらないといけない。それをやるのはお役所の方のサイドではなくて県民、市民の立場から法律を守っていくのだよと、それがこれからの犯罪の抑止力にもなるだろうし、いろんな意味でいわゆる市民生活の基礎になるのだよというのをたたき込まなくてはならないものだろうと思うのです。

だから、当然全県1区で何回かやったところのアンケートくらいを見ても、これは全然価値のないもの(とっては語弊があるけれども)、あまりそれに乗ると違うよと言いたい。(例えとして)一番いい話は、選挙のときに候補のための会といって300人集まったからといって、(その中で)票になるのは1票か2票だから、そのくらいの割引をする必要があるというのがこのアンケート結果だろうと思います。これをうのみにすると、やっぱり違うなと。そのときは、やっぱり市民の、国民の立場からの意見を。だから、これで見ると私などは企業を預かっているものだから、企業の方では裁判官に指名されたらお休みを与えてきちっと参加するよということがあるのだけれども、一番心配なのは、その方の保護というか安全をどうするのということ。多分凶悪犯罪の裁判に関与する形になるでしょうし、裁判は公開ですから、名前は知らせないとしてもあの人が参加していたよと、その被告人の関係者から見ると当然分かるわけなのです。その人たちの保護というのをきちっとやってもらわないと参加する人も企業サイドからも、ちょっと不安だなと。守秘義務は当然あると思うのだけれども、いわゆる裁判の公開制度とあわせて、そういうものを配慮していかなければならないような感じを受けています。

ちょっとこの外的外れかもしれませんが、よろしく申し上げます。

いえいえ。最初の方は、大変心強い御意見で、だんだん耳が痛くなって、またちょっと問題点の指摘もしていただきましてありがとうございました。

教育の観点が今お話に出ていましたけれども、割合と茨城県の場合というか水戸の場合には、法教育という面では進んでいるというふうに聞いておりますけれども、いかがですか。

先ほどの教育の関係のお話ですけれども、当然小学校から裁判員制度も含めて教育しなければいけないというのは重々承知しています。茨城県弁護士会では、5年くらい前に、毎年開かれている関東弁護士連合会のシンポジウムの担当課となって、そのテーマとして法教育のテーマを取り上げて議論しました。その頃一番最初に茨城県弁護士会でどうして法教育を取り上げたかと申しますと、それまでほとんど法教育なんて認知されていなかったのですけれども、日弁連の雑誌で『自由と正義』というのが毎月出ており、そこに筑波大の江口先生が論文を書いています、それを（弁護士会の）後藤先生が見まして、こういうテーマにしたいのですけれども、ということで上がってきたのが一番最初なのです。

基本的にあまり弁護士会としても割り切りたくないのですけれども、事件の依頼人には、もちろんきちんとした方もいらっしゃるのですけれども、もうとんでもないことを言う人もいろいろいまして。法律を知っている知らないということ以前の問題で。できれば裁判所なりの関係できちんと運営していくのであれば、法教育というかたちで法制度自体、人権から含めてすべて一から、小さいころから教育していった方がいいのではないかとということで始まったのです。

最初は、小学生のための法教育か何かそういうことだったのですけれども、それがどんどん広がっていったって関弁連なり日弁連なり文部科学省なり、いろんなところに広がっていったって、市民のための法教育という形で今はもうかなり花盛りになっているという状況です。裁判員制度をにらんで法教育をやったというわけではないのですけれども、基本的にやっぱりそういう面でも効果が出てくるのかなということもありますし、まだここ数年ですので、それこそ本当に国家百年の計ではないのですけれども、何十年後先を見るしかないのかなという気がします。

それ以外に裁判所でも出張講義とか裁判官の方とか検察官の方とか出て裁判員制度に関してはいろいろ講義みたいな形で行っています。もちろん弁護士会もや

っていますので、当面目先の教育的な側面では、まだどこまでやっていけるかというの・・・。裁判員制度広報のワーキングチームでも、今のところまだ公民館レベルだろうと思うのですけれども、もっと企業の方にこう広げていったりということやっていこうという話は出ておりますので、今後ここ1年でそういう形では波及していくのかなというふうに思っていますので、それは御了解ください。それだけです。

××委員いかがですか。

例えば、このパンフレットを今いろんなところに配っていますということを伺ったのですが、例えば高校生1学年に配ろうと思うと2万8000部必要なので、茨城でも。

だから、そういう裁判所個体でやっているよりも、やっぱり文科省とすり合わせをして教科書に入れていただくというのが一番よろしいのではないかと思うのですけれども、今そういうことに関しては検察庁の方とか裁判所側ではどういう働き方をしているのか、お伺いしたいと思います。

文科省に対する働きかけ、ちょっと私は承知しておりません。最高裁の方で考えているかもしれませんが、ちょっとそこはまだわかりません。

教科書の中に取り入れて、教育の中に取り入れていくというのが一番広い範囲で簡単に（と言っては申しわけないのですが）、全国的にできることで、例えば茨城県がこう努力したらどうかというような問題とはまた違うことで、日本国民全員がやらなければいけないことですので、そういう方向についての御報告というか、今どうしているということが今度の委員会のときにまたお聞きできればありがたいかと思えます。

わかりました、最高裁の方に確認しておきます。

関係各省と、例えばこれはちょっとまた技術的なことということになるかもしれませんが、裁判員の選任手続等も含めていろいろな各省と関係しておりますので、最高裁の方の担当者は、いろいろと働きかけもし、お願いもしているというふうに聞いております。教科書に載るところまで進んでいるかどうかはわかりませんが、法教育というのは一つの大きな目標というか、そういうことになっておりますので。

先ほど××委員の方からも御紹介があったように裁判所も各学校に若い裁判官

も含めて出かけて行って講演をしたり，また裁判所に見学に来ていただいたりとか，そんな形でやっていくというふうに認識しているのですけれども。

現在の茨城県内での学校教育に対する働きかけですか，そういうものはどういうふうな形で今進んでいるのでしょうか，お聞かせいただきたいと思います。

私の承知している範囲では，明確な働きかけというのは伺っておりません。

ですから，ここに例えばフォーラムを開いたとかというようなディスカッションしたとかという，今のところはここの地域，あるいは教育委員会の努力というところと伺っております。

その点は弁護士さんとか検察庁はどうなのでしょう。　ちょっと学校教育とは違うと思うのですが，私ども消費生活センターにおいて最高裁判所等発行の少額訴訟や支払督促等のパンフレットは毎日の苦情相談業務によく利用させていただいております。

このようなパンフレット等は，種類も充実しており，県民にとってより裁判所を身近に感じるきっかけとなっていると思います。相談員からは，できたらこのパンフレットに発行ナンバーが振られていると案内する時に便利だとの意見があります。

先ほどの教育委員会に対する働きかけなのですから，弁護士会としては裁判員制度というよりも，むしろ法教育という形の働きかけで何らかの連携はあると思います。詳細にはちょっと私も承知しておりませんが，法教育推進協議会とか，たしか桜ノ牧高校でしたか，と何か所かと裁判所，検察庁連携でやっているはずなのですから，それ以外の，教育委員会レベルでは確かしていなかったかなというふうに承知しています。

あと，裁判所との広報関係のワーキングチームは裁判所の方が詳しいかなと思いますので，裁判所をお願いします。

事務局　事務局の方から。

昨年8月から12月にかけて法曹三者，ワーキングチームのメンバーが中心に検討しまして県内の中学校，高校の方へ裁判員制度を中心とした出張講義に出かけておりました。各中学，高校からの反響というのは非常にございまして申し込みもかなり来ました。裁判所の方では十数校行かせていただきました。

すみません，ちょっと今思い出したのですけれども，あれは教育委員会を通じ

てやったというわけではなかったのです。たっけ。

事務局 教育委員会を通じて募集をかけました。

それで、弁護士会も多分十何人派遣して行っているとは思いますが。

ここの委員会で多分裁判員制度については、二、三回これをテーマに議論をしてきたと思うのです。その中で、どうやったらスムーズに運営ができるかとか、どうやったら参加をしやすくできるかとか、そういう議論はしてきたと思うのですが、(裁判員制度が)今日出たような、その、法を守る精神をより浸透させるために、裁判所自体がそれを主目的にはしていないわけですが、ただ結果的にそういうような動機づけになるのだったら、それは大いに私は利用すべきだと思いますし、法教育とあって、その、子供たち、児童生徒、学生だけではなくて一般人に対してもやっぱりそういういい教育をするためのきっかけづくりにもなるのではないかと思うのです。

ですから、やっぱりそういう認識で裁判員制度の広報に当たる、そういう姿勢も私は必要なだろうと思いますので、少しその点をこれから工夫をしていただけるといいのかなという気がいたします。

最初に質問はありませんかから始まって、もうそれぞれの意見交換というふうに入っていましたけれども、一番最初のこのアンケートに関しては、関心の高い人が参加していただいて、そしてその中でまたアンケートを出していただいた方も一部、全員が出していただいたというわけではなく、その中で関心が高かった人が出してくださったのかなということ、それは十分認識した上でのこういうアンケートの結果集計になりましたという趣旨ぐらいに受けとめていただいてよろしいのかなとは思いますが。ただ、こういう地道な今もお話に出ましたような多様な観点からの広報活動を含めてやっていくことが大事なのかなというふうに考えております。

まだ、御意見いただかなかった委員の方いかがですか、何か御質問とか御意見とかいかがですか。

××です。

私も実際裁判員の出張講義で中学生、ちょうど中学2年生に行ったのです。ちょうど中学2年生相手にやったのが一番よかったなと思うのは、よく言われるように大体わかりやすい言葉の言いかえにしろ何にしろ、大体相手を中学2年生だ

と思って読めるように、新聞なんかの記事も中学2年生をターゲットと言われて
います。まさにそれだったので。自分の息子も今中2なものですから。裁判員な
んていうのは教科書に載っているのかと言ったら、副読本には1行だけ、裁判員
制度というのが今度、その当時ですから4年後だか何年後にできますと。だけれ
ども、こういう負担感があったりして、それが果たして定着する、やりたくない
という人の方がほとんどなので統計をとる、世論調査をするとうまくいくかはわ
からないみたいな、そういう1行、2行が入っているだけだったのですけれども。

行きまして1時間話したのです。生徒たちは、結構裁判員やったらやりますか
と言ったら、みんなはい、はい、はいなんて言ってくれるのです。先生方だけを
相手にどうですかと言ったら、みんな嫌だって言われまして、やっぱり授業を持
っているわけですね。それで、1週間とられますと言うと、これ私の代わりを
誰がやるのですかという問題もあったり、それからやっぱり人の刑を決めるとい
う重大なことへの責任感、これがやっぱり大変だと、この負担と不安、これが非
常に多くて。

ですから、実際学校に行ったのですが、そこで話ができるのはせいぜい一学年
ですから200人いるかいなか。弁護士、裁判官、検察官がそれぞれ総出でや
って1週間に1か所どこかに仮に行ったとしても話せる人というのは非常に限ら
れています。ですから、まずさっきお話ししたように現場の先生がまずおわかり
いただければ生徒にも伝わらない。ですから、まずその学校の先生方に御理
解いただいて、それを生徒にまたフィードバックしていく。あるいは、裁判員制
度が実際に始まった後は、実際に経験された方にどんどん現場に出張してお話を
していただく。職場であれば会社の経営者の方にまず理解をしていただいて、そ
れを従業員の方に伝えていくと。シャンパンをこういうふうに三角形に積んで、
こう上から注いでいくようなイメージなのですけれども、そういう形で浸透を図
っていくということが必要かなというふうに感じております。

以上です。

やはり、これだけアンケートをとったり、いろいろPRしていく中で、国民の
皆さんがどういうところに一番関心を持って、一番忌避しているのかということ
が、だんだん調査結果でわかってくるのではないかと思うのです。そういう点を
重点的に解明していくためのPR方法をやっぱりやらなければならないのではな

いかとは思いますが。

専門が民事訴訟法なので直接には裁判員制度には関係ないので、あまり大学とかでも関わってはいないのですけれども。個人的な関心としては、例えばほかの裁判所委員会というのが都道府県あるわけですよ。ほかでは、こういった広報活動をしていて、例えばアンケートをとっているのだったらそのアンケート結果がどうなっているのかとか。例えばほかの都道府県の取り組みで参考になるようなところがあるのだったら、それをどんどん取り入れていけばいいのではないかなど。ちょっとそのほかとの比較をもうちょっと知りたいなと思います。

私は、アンケートの結果についての評価は先ほどの××委員と同じ意見を持っています、これで安心しては大変なことになるということですね。

それから、開かれた裁判所ということで、こういう委員会もできたということだと思のですが、従来ですと、例えば学校などのいわゆる裁判の傍聴ぐらいが市民というか教育の関係とのつながりだったのですが、余儀なくされた結果というかどうかわかりませんが、裁判所の外に裁判所を含めて法曹三者でフォーラムをやるということは、非常に司法制度改革の中での裁判員制度が創設されたことによる画期的な動きではないかなというふうに思いますので、これをぜひもっともっと拡大するような形で市民が裁判所を身近に感じるように、自分たちの権利を裁判所というところは守ってくれるのだというそういう意識、どちらかというのと逆にとらえられていると思うのです、今まで。そういう点で、これを契機にといいますか、裁判所がもっと身近になる方向にいくのかなというふうにちょっと思っております。

これ、いろいろやはりアンケートなどを見ておきますと、まず最初に国民が刑事裁判に対して何を期待しているのかという、それがまず基本だと。それから、例えば国民が刑事裁判に期待しているのは、そこできちんと事件があったのなら事件の真相をきちんと明らかにしてほしいと、何が起きたのかと、これは当然被害者なんかは特に強く最近希望するところです。だから、その基本があって、それからそこに裁判員が参加することによって、国民が司法に期待することがより実現するのかという点を考えなければいけないと。やはり法律家というのはそれを抜きにしてテクニク論にちょっと走り過ぎている部分がありますが、やはりその基本線として裁判員が入ることによって裁判がわかりやすくなる、それは当

然被害者にもわかりやすくなる，それから，裁判所というのは傍聴人がいるのだけれども，余り傍聴人のことを考えていなかったですけれども，それは見ている傍聴人にもわかりやすくなって来るだろうし，そういった形の進化はいいことだと思うのですが，他方，余りテクニック論に走り過ぎて国民が刑事裁判に期待しているものを忘れてしまうのもよくないのではないかなという気もして，そのあたりはこのアンケートなんかを見ていると，一つの警鐘になった気がいたします。

裁判所の民事裁判官の立場から××委員の方にも。

フォーラム自体は，拝見をしていないのですけれども，先程配付された意見の抜粋を見ますと，例えば裁判員制度導入によって税金がたくさん使われるのはどうなのかという厳しい意見もあります。

裁判所の方でいろんな改革，変化があったときに，それについていろんな審理の工夫などをする事自体は大変おもしろい，おもしろいと言うと表現おかしいかもしれませんが，いろんな工夫をしていくことは大事な事だと思いますけれども，広報という面からみますと方向性として，例えば，現時点までは裁判所，検察庁，弁護士会で駅前までビラを配って，報道していただくことによって，配った人の数は何百人，何千人くらいかもしれませんが，知っていただける数としては何万という方に知っていただけるかもしれない。ただ，そういう方向だけでやっていくということだと，広報の効果という面からは法曹側の負担だけが重いのではないかなというふうな感じがいたします。むしろ，先ほど××委員の方からお話があったように学校の先生を集めてお話をしたり，そういうような形で少し時間はかかるかもしれませんが，広い範囲により広く定着させていく方法論というのも大事なのではないかなというふうに思います。

このアンケートをどう広報するかというのが一つあると思います。

例えば，新聞でもいいです。これまだ新聞に出ていないですよ。それから，ホームページありますよね，ホームページにでも載せるとか。それから，あこの結果を載せながら，例えば私は参加したいという人の中身を知りたい。例えば，参加したい人の，だから参加したいという声をホームページでも新聞でもどんどん出してもらうというか，それによって参加したくないという人も気持ちが変わるかもわからないし，こういういいことがあるのだ，だから参加したいのだよというような声を，本当はこの挙げた人たちの声も聞きたいし，そういうのにとら

われずにもっと広くそういう声を聞きたいと思います。

だから、それは新聞でやってもいいですし、ホームページでやってもいいのではないかなと思います。そういうホームページの、何か今のホームページ、読んでもらうというホームページではないですよ。几帳面には出しているのですけれども。もっと声を取り上げてもいいのではないかなと思います。

今日これからどんな話に発展するのかわからないのだけれども、やはりこの裁判員として国民が参加するのは「参加していただく」のではなくて、「参加しなければならない」のです。

そういう法律になったと私は理解しているのです。だからもう国民の義務なのです。権利でもあるかもしれないけれども、義務なのです。選挙には参政権が与えられたというのと同じように、司法に関しても国民は参加をして責任を負わなくてはいかんという制度に変わったのだとするならば、どんなふうに参加をしてもらえるように持っていくかというときに、どうも技術的な話ばかりではなくて、僕は学校に行って子供たちに専門家が話をするのではなくて、その先生が自分たちの子供に、卒業したら、20歳になったら選挙権と一緒にこういうのが義務になるのだよという意識を持ってもらう。おれは参加したくないと、できれば回避したいというような気持ちで先生がいたら子供たちに伝わるはずがないので、それを飛び越えてよその人が教えてやっても、これは話にならないという私の理解が間違っているのかな、という疑問を先ほど来の話聞いて持ちました。裁判をスムーズにやるためにいろんな方の御意見を聞くというのでは私はないと思うのです。

だから、その辺をきちっと構えないと、今日、明日の問題と、あるいは10年後の問題を考えてみたら、やっぱり子供たちに教えなくてはいけない。そのときやっかいなことには、今、法律を守らなくてもいいとは言わなくても、見つからなければいいよと言わんばかりの大人が横行しているわけで、その大人をさておいて、子供たちに教育するときの手法というのはどういう方法があるのだというのは、やっぱりまじめに考えないといけないと思うのです。やったからいいというものではなくて、これを定着させていくのには私は裁判に単なる外部の人が参加するだけではなくて、国民が義務として参加する、だから相当大きな改革だろうと思う。それを裁判所だとか弁護士さんだとか検事さんにやってもらうのでは

なくて、これはまさに全国民的な対応をきちっとしていかなければならない時期。その際、これを機にいろんなことを改革していこうと。だから、ルールを守らなければいけないというのが基本だろうと思うのです。それをきちっとどこかで伝えていくことが司法に参加する、裁判に参加する意味合いもあるので、私は高等学校の先生には、1年間のうちに専門の方が話をして、(先生が)学校、教室へ帰ったら、あるいは運動場でも放課後でもいいから、そういうスタンスを常に子供たちに伝わるようにしてもらいたい。特にやっかいなのは、××委員のいるところで恐縮なのだけれども、こういう問題になると専門家をアドバイザーとして教室に置くような考え方なのです。先生は、黒板で数学を教えればよいという形の専門家になってしまって、就職のことだとか道德のことだとか法のこととは別の先生が教える、悩みがあったら別のところへ行って聞いてくださいよという道案内するのが先生だと言わんばかりになっているような気がするのです。この際先生に法律とあるいはルールを守るというのがやっぱり道德の基本であり社会のルールだと、社会の1年生になるのにはこれを守ってもらわなくてはいかんよというのを、やっぱりツケがいろいろ回っているでしょうけれども、高等学校の段階でやってもらうというように、ぜひこれは茨城のレベルでも国のレベルでも取り組んでいただければなというのを強く思うもので、ちょっと的外れですが、流れから外れているかもしれないけれども、よろしくをお願いします。

いや、もう皆さんがそういう自覚を持っていただければ裁判所としても、検察庁、弁護士会としても、苦勞はないので、ありがたい御意見だなというふうに思っただけで伺わせていただきました。

たくさんの御意見をいただきましてありがとうございます。まだまだいろいろとお伺いしたいところですが、次の議題もありますので、このあたりで10分間の休憩を入れたいと思います。

(休憩)

「第2回裁判員模擬裁判」についての意見交換等

それでは、そろそろ再開させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、次に模擬裁判のことに移りたいと思います。

まず、模擬裁判の裁判長を務めた××委員の方から第2回の模擬裁判についての報告をお願いします。

××でございます。

第2回目の模擬裁判は、昨年11月30日に行いまして、これは7月に行った第1回目の模擬裁判と同じ記録を使用しました。7月の第1回の模擬裁判では、2日間をかけて審理と判決まで行いました。今回は、1日で2日分、前の2日分を行うということになりました。今回そうやって期間が短くなったという点と、もう一つはマスコミに公開したという点が前回と違うところです。前は、まだどのようにやっていいのか手探りの状態でして、あたふたしているところをマスコミに公開していいのかという御意見等を踏まえて公開しないことにしたのですが、今回は2回目なので十分マスコミの公開に耐え得る内容になるのであろうと。実際そうなったと考えています。

それから、もう一つは一般の傍聴人を20名公募し、見ていただいて審理の内容などを果たしてわかっていただけるのかどうか検証するという目的がございました。

それから、裁判員役の方6名につきましては、前は××委員を初め地裁委員の方、あるいは裁判所、検察庁、弁護士会の職員ということで、いわば司法、あるいは裁判所関係の方をお願いしたのですが、第2回目の裁判員役は新聞記者の方2人に入らせていただきました。これは、毎日新聞と産経新聞の記者です。あとは民間の方、裁判などとは余り関わりがない方ということで、茨城県の中小企業団体連合会、商工会議所連合会及び商工会連合会といった団体から各1名、茨城県防犯協会から1名、この方は相当裁判には関係をお持ちの方のようでして、被害者支援の運動に携わっているという関係で法廷にもお見えになっており、裁判についてはある程度経験といたしますか、見たことがあるという方でした。そういった裁判員役をお願いして実施しました。1日で判決まで行うということで非常に強行スケジュールだったわけですが、反面争点と証拠をそれだけ絞る必要があったわけでした、そういった意味では非常に締まった模擬裁判になったのではないかと気がしております。

今回の特徴として、1回目もちろん裁判員の方は非常に頑張っていたいたのですが、2回目の裁判員役の方は証人尋問、あるいは被告人質問の際に裁判員

役の方が非常に積極的に、それから多数回質問、尋問をしていただいたということが挙げられると思います。評議についても時間は短かったのですが、活発な意見が出たように感じています。これは、争点と証拠を絞ったせいで相当審理自体がわかりやすくなったからではないかと考えています。例えば証拠調べの具体的な方法などについてまだまだ課題はありますが、今回特に工夫した点としては、よく休憩をとるということを実践しました。これは、前の第1回目の模擬裁判で××委員からも御指摘がありましたが、集中力が持続できないので今回は裁判員の方に審理に集中していただくために手続の節目、あるいは証拠調べの段階ごとに休憩をとって手続の説明、あるいはこれから行う証拠調べのポイント、そういったものを事前に説明すると。これは、裁判官から裁判員に対して不要なといえますか、リードにならないように客観的な説明に努めましたが、そういった説明をすることによってメリハリのついた審理への参加ができたのではないかと考えています。

それから、昼食会も今回裁判員と持ちました。これも事件のこれからどういった点が問題になるのかというお話とか、あるいは刑事裁判そのものについてのいろんな御意見なども伺うことができ、いい意見交換の機会になったと考えています。

評議も非常に活発に積極的な意見が出されまして、短い時間の割には充実した評議ができたように思います。

今回非常に瑣末な点ですが、この小冊子の一番後ろのページ、14ページの下段の写真、評議の場面の写真ですが、第1回目の模擬裁判では、裁判官3人が並んで座りました。あと6名が囲むといえますか、裁判官と裁判員がそれぞれ固まるという形になったのですが、今回は私の両隣に裁判員が来ています。このように裁判員と裁判官、交互に座るようにいたしました。そういった裁判官と裁判員が対峙するという形をとらない工夫を取り入れてみました。いかに裁判員の方に自分の意見を率直におっしゃっていただくかという工夫はいろいろ必要だと思っていますが、これもその一つとして実践してみたわけです。

今後の課題ですが、第1回と第2回の模擬裁判は、刃物で人を刺したか、殺す意思があったかという非常に単純なシンプルな事件の模擬裁判を行ったのですが、刑事裁判はシンプルな事件ばかりではありません。もっと複雑な事実認定、法的

な判断が問題になる事案もございます。これからは、複雑困難な論点を含む事件の模擬裁判を実施する必要があるだろうと考えています。

さらに、水戸の課題として弁護士会の取り組みについて一言申し上げたいのは、第1回と第2回と同じ弁護人が参加されました。しかも弁護士になって間もない方でした。パワーポイントなどを使用する必要があり、操作ができる弁護士という観点で選ばれたかもしれませんが、やはりもう少し経験を積んだベテランの弁護人も参加して、若い方だけではなくていろんな階層の弁護人にも参加して、ぜひ弁護人としての活躍、役割を考えていただきたいと考えています。

それから、裁判員役を今後どのように選ぶかということもまた問題になると考えています。今具体的な選任手続については最高裁の規則で細かい方法はこれから決まっていくことになると思いますが、将来的にはそのような手続を踏まえてシュミレーションをしながら選任手続も模擬でやってみるということになると思うのですが、差し当たり次回の模擬裁判については第1回、第2回よりはさらに広範囲の方に裁判員役として参加していただき、審理、評議をいかに充実させるか、裁判員にいかにわかっていただくか、そのような検証をする必要があるだろうと考えています。

以上です。

続きまして検察官の立場として模擬裁判を傍聴されておられた××委員から模擬裁判についての感想をお願いしたいと思います。

××でございます。

今回の模擬裁判をいろいろ考えて基本的なテーマとして、一つは我々の仕事の反省点として、これまでやはり裁判にかかわる人間はみんな内向き、具体的に言うとうと、法廷、法壇、席、柵があって、傍聴席があるのですが、柵の向こう側だけで仕事をしており、傍聴人の方も余り見なかったという部分があるのですが、それがやはり裁判員制度ということで目が外に向かってくるようになると、単にその弁護士とか裁判官にだけわかればいいという世界から、より一般国民の皆さんに、この刑事事件によって何が起きたのかということをお知らせしなければならぬというテーマが一つ出てきたという認識がありまして、それをできる限り明快におわかりいただけるためにどうしたらいいのかというようなことを考えて、いろいろ試行錯誤してみたわけでありませう。

やはり、今後も我々この刑事裁判において、実際にこの事件によって何が起きたのかということをはっきりと明らかにするという基本は押さえつつ、しかしそれをより国民の皆さんの前で明らかにしながらその実態を解明していくという作業をしていかなければならないという観点から、いろんな方法を模索していきたいと思っております。今回ののはその第一歩であります。

その裁判を短くするための争点整理とか争点だけに絞ればいいのかという議論はいろいろあるわけですが、ただ余りそういうところだけにこだわり過ぎますと何が起きたかを真相を明らかにするというこの裁判の基本的な機能そのものを阻害することになりかねませんから、その辺はうまい具合にバランスをとっていかなければならないだろうし、またやはりそこが我々に託されている使命なのかなと思っています。

今回具体的なテクニックとしては、いろいろパワーポイントなどを使わせていただいて、できる限り視覚、聴覚、すべての感覚から皆さんにおわかりいただけるように努力をしたつもりです。第1回の模擬裁判のときにマネキン人形を使った尋問が結構不評でした。その点は、いろいろ試行錯誤をして御意見を伺いながら、こちらの方としてもいろいろ考えていきたいと思っております。

今回の模擬裁判は、やはり裁判員の皆さんは非常に熱心、予想以上に積極的にいろいろされているのだと思います。それから、真剣にかかわっていただいたという点は私ども非常に心強く思っております。ただ、やはり1点だけどうしても気になるのは、裁判員というのが小さな裁判官になってしまっただけではないだろうと。裁判員は、基本的に国民の代表で素人の代表として入るわけですから、それが職業裁判官と同じような仕事をあの上でやりましょうみたいな感じでやってしまうと非常に萎縮するのではないかと思うのです。そんなことは求められているわけではなくて、むしろ本当に素人の一般人、国民の意見としてどんどん、これ変ではないの、おかしいのではないの、突っ込みを入れていくというのが恐らく求められているわけであって。ただ、やはり裁判員になる皆さん方がどうしても不安に思っていることは、私裁判官と同じ仕事をしなければいけないのではないかしらとかというような心配がきっとあるのだと思うのですが、やはりそのあたりをもっと本当に自由な気持ちで積極的に御参加願った方がいいので

はないかと思っています。もっと自分が素人であることに誇りを持って、この手続に参加していただければいいのではないかなと思っています。

以上です。

どうもありがとうございました。

続きまして、弁護士の立場として同じく模擬裁判を傍聴された方から裁判についての御感想を伺わせていただきたいと思います。

模擬裁判と一口に言いましても大きく二つの要素があると思うのですが、一つは我々法曹三者が実際に試行錯誤をしていく訓練の場としての模擬裁判、それからいろんな市民の方に参加していただいて、その御意見を伺うという二つの要素があると思います。

先ほど来お話があったように、1回法曹三者でやって、2回目はオープンにして、傍聴人は公募して入っていただいたのですが、我々の内部的な訓練のためとか、いろんな議論をするのであれば、実は1日でぱっぱと済ますわけにはいかない非常に難しい問題がたくさんあると思います。逆に一般の方に1回裁判員として実際に見たり評議に参加したりするなど経験を広めるという趣旨であれば、これは丸1日とってしまうと逆に参加しにくい。今回は2回目ということで、マスコミ公開、傍聴も興味のある方に来ていただいたのですが、次回以降同様の模擬裁判をやる時には、その目的をはっきりと決めて我々の訓練、また実施したことについて実際に裁判員を経験された方から御意見をいただいてフィードバックをして、我々がそれを生かすことにはかなり重点を置いた模擬裁判のやり方と、それから一般の市民の方にできるだけはがきなどで応募していただいてどんどん参加していただくという模擬裁判のあり方という両方を並行してやった方がいいのかなというように思います。

前回のように1日でやった場合に、仮に失敗するとアブハチ取らずというか両方の中間になってしまう可能性があるなど。もし将来的に、またこういう模擬裁判をやるとすると、一般市民の方にぜひ参加していただく形でやるとすれば、裁判所でやることにこだわらずに広いホールなどで、ある程度シナリオをそれなりに作って、むしろ評議の時間をじっくりとると。そして、部屋を10も20も作っておいて参加していただいた方に自由にそこで全員が裁判員になって幾つもの裁判体を作って評議をしていただくというようなことも将来的にはぜひやってい

ただけたらと思いました。

それから、一つ希望は、非常に弁護側にとっては不利なシナリオだったものだから、もう少し対等に闘えるシナリオにして、ただ、有罪になって量刑の判断なんかに入っていかなければいけないものだから、なかなか無罪の資料は難しかったのかもしれない。

最後に、パワーポイントなりプレゼンテーションの仕方ということに関して、自分たちは弁護士なので、果たして一般の方にそれがどの程度わかったのかという点が本当の意味でわかりませんし、裁判員役も相当知識、経験、いろんな能力のある方に集まっていた中でやりましたけれども、できるだけ早く、いろんな階層の方々に参加していただいて、その中で試行錯誤していきたいと思います。実は、弁護士会でもいろんなベテランの弁護士なども含めて自分もやってみたいという声は結構あると思いますので、次回以降はいろんな経験のある弁護士も含めて参加させていただきたい。

日弁連で1度何か市民の方を相手に弁論コンテストをやったのです。そこで高得点を上げたかどうかということと、パワーポイントを使ったかというのは全く何の関係もなく、全くパワーポイントを使っていない人の方がむしろ点がよかったというようなこともあったようです。つまり、何かをしゃべって理解してもらおうというのは、やっぱり話し言葉の特性もありますから、同音異義語もあるし、それから1回聞いたことで、それはあれどういうことだったのかなと思ってももどに戻ってもう一回聞き直すということもできませんし、やはりこう書面に書いた文章というのはわかりやすい場合もあるのです。例えば役場に行って必要な処理を教えてくださいと、役場の人にべらべらべらって口で言われても全くわからないけれども、A4の紙1枚渡されて、そこにちゃんと書いてあれば後でよく読めばわかるのです。ですから、恐らくその評議をされる中でも、あるいは議論を聞いていても裁判員の経験をされた方の率直な感想として、ある程度後でじっくりまた記録も読んでみたかった、資料も読んでみたかった、証拠書類も読んでみたかったというようなことがあるのかなということがありまして、そういうプレゼンテーションの仕方、口頭、口でやることだけではなくて資料としてどのようなものをつくるかということを経験者としてはやっぱり考えなければいけない。それから、さっき××委員がおっしゃったように、何でもかんでも証拠をベスト

エビデンスというのですかね，その直接的な証拠に絞っていくことによってかえって裁判員の皆さんにわかりにくさ，事案の真相がわからなくなったり，もっとこういうことを知りたいということが出てきたときに制約になってしまうというようなことは避けなければいけないなということを感じています。

以上です。

どうもありがとうございました。

それでは，質疑応答及び意見交換に移らせていただきます。何か今までの発表の中で疑問点とか御意見ございますでしょうか。

ちょっと今第2回の模擬裁判傍聴できませんでしたので発言を控えていたのですけれども，まず裁判所からの要請で2回目，1回目もそうなのですけれども，若手ばかりでという話がありましたが，基本的に弁護士，あの当時弁護士会として裁判員の模擬裁をやるというのは早過ぎるだろうというのが大方の意見でした，まだ早いだろうということでしたので，すぐばたばたやるというよりもむしろ検察庁の方でもパワーポイントを使うということでしたので，まずパワーポイントをできる人を探すという，とりあえずまず大前提でそこから選任して，基本的に前回出た際には同期の弁護士ですので，お互い同期で気心もすぐに集まって話できるだろうということで弁護士会としても負担かかるということで，もっと気楽にできる人がいいかなというレベルでの人材を出したというだけですので，その意味ではまだ弁護士会としても積極的ではなかったということで，2回目に関して期間が結構3か月ぐらいですかね，間があって短くて，一からまた新たに記録を読み直してどうだというよりは，経験した人間がやった方がいいのではないかとということで同一の人間を出したという事情がありますので，今後はきちんと各階層から出していきたいなと思っておりますが，基本的に人選なり何なり刑弁委員会の方で人選しますので，一応その刑弁委員会の方にそういう裁判所からの御意見があったということは申し送りはおきますので，刑弁委員会の方で検討してもらうことにしようと思っております。

それ以外にちょっと模擬裁の関係で先ほど来出ている裁判所からの争点を絞ったことによってわかりやすくてできたということがありましたが，検察庁なり先ほどの××委員の話にあるように，余り絞り過ぎてしまうと，検察庁としては基本的にどういう事件があったかわからなくなるだろうという心配も理解できますし，

弁護人の方からも基本的に被告人の言い分を、それ関係ないよということで取り上げられないというのも非常に嫌だなというところもありますので、もちろん争点を絞ってきちんと運営できるということはいいいのかもしれませんが、裁判員の方にわかっていただける分にはもっと広げて被告人の言いたいことはこういうことだというところまで広げて持っていった方がいいのかなという気がしました。

一般市民の感覚としましては、裁判というのは真実を明らかにするものであって、正義が行われるところであると思っていると思うのです。

たまたま医療裁判にちょっと関与したことがあったのですが、これ弁護士同士の勝ち負けであるというようなお話をいただきまして、民事でもありますけれども、刑事もそうなるかどうかわかりませんが、そういう訴訟技術の問題ではなくて、やはり真実を明らかにしてほしいという一般国民の願いというか、そういうところに集中していただけたらと強く思いました。

今のところまさにそのとおりでありまして、勝ち負けの問題、ゲームみたいになってしまうと刑事裁判の場合はまずいだろうというのは、どうしてもその今テクニック論が優先しておりますが、それは当然裁判員になっていただく方の負担を最小限にするというのはそれはそのとおりだろうと思っておりますが、逆にそれが行き過ぎてテクニック論だけに行ってしまうと、もう勝ち負けの問題になってしまうというのは、刑事裁判の性質からいっていかなものかなという気がいたします。

特に、民事裁判よりも刑事裁判の場合はやはり国民全体が何が実体的に真実は何だったのかということをお明らかにしていただきたいというのは強い希望だと思いますし、テクニック論に走って真相の解明が、余りできなくなってしまったなんてなると本末転倒になると思いますので、その辺、我々実際の法律家として肝に銘じておかなければならない問題だと思います。

今××委員がおっしゃったことはそのとおりだと思うのですが、その場合の真相解明の真相が何かという問題だと思うのですが、これまで精密司法ということで非常に詳しい捜査をして、その結果を公判に出すと。それは、当然調書に記載されたものが出てくるわけですが、そういうものをこの裁判員裁判で果たしてやっていけるかという問題がやっぱりあると思います。

やっぱり国民が真相解明というときの真相というのは、これからは検察官が起訴した事実があるかどうかということに集約していくのではないかと。あとは、重要な情状事実、そういったものに審理の焦点を絞らざるを得ないのではないかと現段階では考えています。国民が刑事司法に期待しているものが、果たして、今私が言ったことで満足していただけるかどうかは問題ですが、恐らく精密司法からいわゆる核心司法に転換しないと裁判員裁判はなかなかもたないのではないかと。今までのように長期間審理することはなかなか難しくなってくるので、ある程度これまでよりは争点、証拠を絞った計画的な審理、これを相当念頭に置かないともたないのではないかなという印象を持っています。

以上です。

その点、ぜひ一般、特にマスコミの方々とか、よく判決結果なんかで結局被告人の心のやみが明らかにならなかったとかという批判をされたりなんかするところがありますので、そういったところはもう具体的にどう皆さんがお考えなさっているのかというのは実は素直に聞いてみたいところもあるわけです。

要するに、解明しようと思えば事件というのは解明すべき点が山ほど出てくるわけでありまして、例えば少年事件なんかではなぜこうなったのか、心のやみはどうなっているのですかみたいなことも当然、何だか刑事司法に求められているところなんかも相当あります。それは、いいのですかというようなところとか、やっぱり要るのですかというところはやはり謙虚に聞いてみないとわからないかなという気はしておるところです。

私も、争点を絞るとかそういうことはもう当然のこととして、自分が裁判員だったらどうかなとちょっと思ったわけなのです。そうすると、もう何か裁判所から争点はこれで証人聞いて決めてくださいと言われて、いや、ちょっと待つてよと。例えば××委員なんかでも調停委員されていますが、恐らくじっくり前の日なんかには裁判所に来て記録を読み返したりだということもされていると思うのです。本当にやろうと思ったら、いろんな書証もじっくり読んでみたいとかという気持ちは当然お持ちになるのではないかと。

それから、今回のアンケートの5ページ、Q4の回答で、例えば法廷で調べる証拠は厳選してできるだけ少なくしてほしいとか、証拠は証人など法廷で直接話すものにして、書類はできるだけ読まないで済ますようにしてほしいというもの

についてのパーセントが非常に低い数字で出ていたので、これを見てちょっとほっとしたといいたいでしょうか、先ほど多分恐らく××委員がほっとしたとおっしゃったのはこういう数字を見たり、あるいはその前のページの4ページ目のQ3の
で裁判で出された証拠の内容を理解したり記憶したりするのが大変だということも非常に少ない数字になっているのです。これは、実際に審理をやってみてそう感じたということではなくて、一般的な感覚としてのアンケートではあるとは思いますが、最初からその必要以上に証拠を、必要以上に絞るというお考えはもちろん裁判所にはないのはわかるのですけれども、争点を絞ると同時に証拠もできるだけ削るといふことでの方向性に振り子が行き過ぎたらまずいなということも思っている次第です。

皆さんのおっしゃっていることは、大体一つのものを見る角度が違えばちょっと表現が違ってくるといふような話で、ほどよい材料とわかりやすい説明といふような意味では共通しているところなのだろうとは思いますが、裁判員の拘束時間というのですか、それを本当に連続開廷で一気にやってしまうという前提でどこまでそのあたりを広げられるか、どこまで絞れるか、そしておっしゃるとおりただ裁判をやればいわけではないですから、本当に正しい裁判を実現できるようにみんなが協力してやっていくというためにはどういふ方法が一番適切であるのかということも、こういう模擬裁判を通して技術論だといふような感じで言われてしまうかもしれませんけれども、そういう形でやっていけるのが模擬裁判かなといふように理解はしているところなのですけれども。

先ほどのアンケートの評価についてもありましたが、このような大変関心の高い層が参加していただいている場合には書面で見るのにもなれているかもしれませんが、そうでないごく普通のふだん余り文字文化の中で暮らしていない方たちでも参加できるようにするといふ工夫といふのがまたさらに今後先ほど××委員からお話がありましたように一般の人たちにどのように裁判員になってもらえるかといふところも一つの問題点になるのかなといふ感じも持っております。

法曹三者ばかりの発言だったので、ほかの委員の方たち、どのようなことでも結構ですので、疑問点とか注文でも何でもこの機会ですので、ぜひお願いします。

××委員から、その暗い部分についてという御指摘がありました。

真相の解明というのが裁判の役割，その真相というのは事実関係の正確な把握と言うのですか，そういうことでの業務が裁判というのはある程度そういうものに絞らざるを得ない，そのバックグラウンドとしてどういう社会環境があって，その被告のどういう心理状態があったのかというところまで，本当にこう踏み込んでいこうと思ったら，さらに時間もかかると思いますし，心理学者の参加も必要だとかいろんな広がりが出てくるのだらうと思うのです。我々マスコミの立場からして，そういうものをちょっとこうごっちゃにし過ぎている部分があるのだらうと思うのです。

ですから，やっぱり裁判というのはここである程度切らざるを得ないということであれば，それから先の問題については自分たちが足で歩いて，いろんなその専門家にお聞きしたり，いろんな背景を探ったりということをししないと，単にバックグラウンドまで裁判で見えなかったという安易な判断は私はすべきではないと思いますし，それは今の記者がそういう努力をしていない部分もあらわれているのかなという自己反省も含めて，そういう気はいたします。

この委員会に参加させていただいたこともあるのかもしれませんが，非常に新聞等が裁判所のことをいろいろ取り上げてくださることで，やはり一般の県民にとっては裁判というものが身近になっているのかなと思います。

例えば，私どもの関係で申し上げますと，最近携帯の有料サイトの不当裁判の結果がテレビで流れたりとか，フリーローン・サラ金についての相談の中で多重債務についても多くありまして，高金利のグレーゾーンについて最高裁判決は日頃の相談員の不満が少し解消され，心強く感じました。相談業務が法的に反映されていくという視点ももてるできごとでした。あとは，少額訴訟は，こちらの裁判所を御紹介しているのですが，些細なものが積み上がることで一般の方も裁判所は実は身近なのだというのが認識されてくるのかなと思います。

例えば，ちょっと前の話になるのですが，新築住宅の請負契約で1週間ぐらいで解約したいと申したのに解約金を割高に取られたということで消費者契約法施行以前の問題だったので，消費者の権利を不当に侵すということで裁判に持って行って，その結果が消費者を通してセンターに告げられて，そうするとこちらで裁判の記録を閲覧させていただく，そういうことがあって，相談員としても非常に裁判所を身近に感じて，自分の仕事の延長に裁判所があるのだという認識が持

てたということを申ししておりましたので、そういったのがこう積み上がることで身近な裁判所になっていくのかなということを感じています。

ちょっと、こういう場で申し上げるのもどうかと思いますけれども、私ども相談員を調停委員に推薦させていただいたりもしていますので、私どもの消費生活センターというのは裁判以外の紛争処理機関としてはそれなりの位置ができてきているのかなとは思っています。今後どう御活用というか、更に連携をとっていただけたらと思っております。

ありがとうございます。

私も裁判の取材などをして経験があるのですが、大変大きい、その世間的に注目をされる大事件の判決とかそういう裁判になった場合に、多分裁判員になられた方というのはより一層のプレッシャーを感じるし、大変な精神的な負担も感じるのだと思うのです。

そういうときに、何らかのこう裁判員の方々を精神的に守っていただけるような、何か少し仕組みを考えないと普通の一定の裁判だったら普通の人はいずれに耐えられると思うのですが、それこそマスコミがどかっと集まって衆人監視のもとで一挙手一投足を注目されるような裁判になったら、これは大変だと思いますので、その点だけちょっとお考えいただくとありがたいというふうに思います。

「裁判員裁判」の本庁集約についての意見交換等

裁判員裁判を行う裁判所につきまして、まだ最終的な結論は出ていないところでもありますけれども、水戸地方裁判所においては、裁判員裁判の対象となる事件の取り扱いの件数とか人的、物的な体制づくり、そのようなものを考慮して当面本庁のみで裁判員裁判を実施すると、そういうふうに考えているところです。大体平成17年度に終局した、裁判員の対象となる事件数というのは合計で105件ぐらいというふうになっております。そのようなところなのですけれども、これについては何か御質問等がありますか。

本庁で取り扱うということになると、裁判員の方が遠くから参加されて大変ではないかというふうに思われる向きもあるかと思っておりますけれども、いろいろと交通の事情等を調べましたところ、例えば土浦にお住まいの方が本庁に来るよりは

土浦の支部に行った方が近いというのはもう間違いないところですが、そのほかの各地域からですと、むしろ土浦に行くよりも本庁の方に来た方が交通の便がいいというようなことも多いようです。そこで、こういうような形にしても裁判員の方に特別な大きな負担をかけるというようなことにはならないというような検討をしているところなのですけれども。特に何か御意見はございませんか。

今本庁だけでやるということの御説明なのですけれども、そうしますと具体的な場所とか増設の問題とか、その辺はいつごろ、どういう青写真ができるというのは今おわかりになりますか。

ちょうど平成18年度の予算措置で、最高裁の方から水戸地裁の裁判員棟の増設の予算がとれたということで増設をすることは正式に決まりました。裁判員の法廷を含んだ裁判員棟というのをつくる予定です。

まだ細かい設計等はこれから検討していくということになりますけれども、具体化はしていません。

できれば具体化された場合に、この委員会に諮っていただきたい。例えば使い方とかいろいろあると思いますので、できれば市民の目から見た意見を聞いてやっていただければなというふうに思いますので。

ええ、もうそれこそこちらの方からお願いして、気がつかないところ等を御相談させていただきたい。どういう形にするかはともかくとしても、何らかの形で御意見を伺わせていただきたいと思っております。

いいですか、一つだけ。

はい。

水戸地家裁は駐車場が足りないと思うのです。そういう中で増設される、また駐車場が狭くなるということで、来訪者についてはいろいろ問題が出てくるのかなという気はしますが。車社会の中で、なかなかその駐車場の問題というのもクリアしないと大変なのではないかなという気はするのですが。

本当に御迷惑をおかけしているところではございますけれども、駐車場は周りにもいろいろとありますので、また関係各方面とも協議をさせていただきまして、駐車場の確保もあわせて検討はしたいというふうに考えているところです。

ただ、今お話が出ましたように、あそこしか敷地がございませんので、あのあたりに建つことになるかとは思いますが。